

第4回 吹田市地域福祉計画推進委員会（要約版）

1 日 時 平成27年2月20日（金）午後2時00分から4時18分まで

2 場 所 吹田市文化会館（メイシアター） 集会室

3 出席者ほか

(1) 委員 15名

藤井 伸生 委員長 松木 宏史 副委員長
中塚 尚 委員 熊井 茂治 委員 中谷 恵子 委員 富士野 香織 委員
入江 政治 委員 由佐 満雄 委員 益田 洋平 委員 松村 由貴 委員
倉本 玲子 委員 藤本 衛 委員 松村 美枝子 委員 由井 勝利 委員
吉村 修 委員

(2) 市職員 17名

春藤 尚久 こども部長
平野 孝子 福祉保健部長
増山 和也 こども部次長
齋藤 昇 福祉保健部次長
山本 重喜 高齢福祉室長
宮田 信樹 福祉保健部総括参事
橋本 通良 内本町地域保健福祉センター所長
村上 浩治 亥の子谷地域保健福祉センター所長
吉田 明裕 千里ニュータウン地域保健福祉センター所長
高崎 充代 高齢支援課長
秋山 美佐 障がい福祉室参事
前田 信 生活福祉課主幹
山内 薫 福祉総務課長
淵上 恭子 福祉総務課長代理
原田 有紀 福祉総務課地域福祉担当主査
小林 孝太 福祉総務課地域福祉担当主任
三枝 良嗣 福祉総務課地域福祉担当主任

(3) オブザーバー 3名

社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 広田 倫久 次長、佐伯 佳苗 地域福祉課主幹
株式会社 関西総合研究所 池田 恭和 主任研究員

(4) 傍聴 5名

4 配付資料

資料1 吹田市民の地域福祉に関する実態調査 報告書（案）（P56 当日 差替分含む）

資料2 第3次地域福祉計画（案）（基本施策）

資料3 第3次地域福祉計画の体系（案）

追加資料

資料4 生活困窮者自立支援事業の内容 平成27年(2015年)4月1日時点

5 内 容

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 吹田市民の地域福祉に関する実態調査について

事務局から資料1について内容を説明

委 員 長：報告書(案)は策定部会でも議論されたようなので、紹介させていただきます。

副 委 員 長：策定部会の意見を紹介します。

- ・回収率が予想よりも高かった。市民の関心が高いのではないか。
- ・自治会の未加入の理由でも、「きっかけがない」などの割合が多く、地域活動を広げていく手がかりが残されている。
- ・以前は自治会加入が当たり前であったが、近年は集合住宅が増え、オーナーの考えにより加入が左右される。子育て世代は子ども会など、子どものつながりで加入するが、学齢期を過ぎるとつながりが薄くなる。
- ・災害時要援護者を進めるうえで、自治会が中心でないと機能しない。
- ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は活躍されているが、全体としての認知度が低いのが非常に残念であり、PR方法などの工夫が必要である。
- ・ひとり暮らし高齢者への見守り活動は、地域差がある。
- ・地域活動の担い手は女性が多いが、会議などでは男性が多い。女性の意見を計画や日頃の活動に反映させていくような意識、活躍の場の確保などが必要。
- ・吹田市社会福祉協議会の事業とは知らずに、利用している人もいるのではないか。

といった意見が出ましたが、策定部会ではアンケート結果を深く読み込んでいなかったもので、この場でも意見を出していただければと思います。

A 委 員：12ページの自治会加入率ですが、各地域の加入率を行政で把握されていると思います。自治会の加入促進のためにも、実態調査とは別にデータがあれば教えてほしいです。

事 務 局：今、ここに自治会担当がないので、はっきりとは申し上げられませんが、小学校区ごとのデータはお示しできるかもしれません。

委 員 長：分かる範囲でできるだけ小さい区分ごとに自治会の加入率を出していただければと思います。場合によれば10年前と直近との推移が分かれば、ある程度傾向がでます。新しく集合住宅が建設された状況なども反映されると思います。調査結果の60.9%の加入率は、感覚的にはどうとらえますか。

事務局：実際はもう少し低いため、自治会加入者のほうが回答率は高いと思われます。

B 委員：自治会へ加入しない理由として、「生活面で支障がない」「加入のきっかけがない」など消極的な理由で加入されていません。全体として様々な項目に自治会未加入者の意見が大きく現れているのではないのでしょうか。

例えば、33 ページの具体的な相談相手を見ると、家族や親しい人が多いのですが、「民生委員・児童委員」、「自治会役員」、「地区福祉委員」など、地域で活動している人があまりいないのは、自治会未加入の結果が影響しているのではないのでしょうか。

委員長：自治会加入・未加入別のクロス集計をすれば、見えてきます。自治会役員や地区福祉委員などの存在感を示すためには、自治会への加入が前提となるといった相関関係が見えてくると思います。

事務局：自治会加入・未加入別のクロス集計が手持ち資料にありますので紹介いたします。相談相手を見ると、「配偶者」や「親」などはあまり差がないのですが、「自治会の役員」は加入者では 2.6%、未加入者では 0%、「民生委員・児童委員」は加入者では 2.2%、未加入者では 0.9%などとなっています。

委員長：小さい数字ですが情報として出させていただきたく思います。自治会加入者のほうがわずかではありますが、相談相手として「自治会役員」などの率が高いです。自治会に加入しないと役員が誰か分からないですよ。

C 委員：災害時要援護者登録制度の登録者は増えていますか。

事務局：ほぼ変わりはなく 1,450 名前後で推移しています。

C 委員：登録制度が実施されてから、何度か登録を進めようとする場面はありましたが、市から進めてくれとの動きがありません。名簿も連合自治会長で止まっています。前向きな取組が必要ではないかと考えます。

D 委員：私の自治会では、名簿を連合自治会長だけでなく、各自治会に下ろされて地域で情報共有するようにしています。

E 委員：災害時要援護者名簿は、連合自治会長 1 人だけが持っていてはどうしようもないです。登録されている人は助けてもらえると思っています。民生委員・児童委員や福祉委員などにも知ってもらいたいと考えます。

委員長：災害時要援護者登録制度についての現時点の課題は、どのようなものがあるかと認識していますか。

事務局：制度は平成 21 年度から進めています。連合自治会長（地域支援組織）と協定を結んで名簿を提供していますが、名簿の利用に際してのハードルが高く、金庫に入れたままであるなどの実態を聞いています。また、支援を必要とする人へ

の制度の啓発は不十分であると認識しています。加えてこの取組は地域によって温度差がかなりあります。昨年の12月に地域の関係機関にご協力いただき、災害時要援護者支援についての地域の取組に関するアンケートを実施しました。地域の取組状況について、ホームページ等を活用した情報発信に努めていきたいと考えています。

B 委員：連合自治会長をしていますますが名簿を持っていて困惑しています。個人情報への壁があり、自治会の責任者に渡せないことが問題です。一方、登録者は登録することで、身の安全が保障されると考えています。地域で要援護者に該当する人はもっといるでしょうが、地域では分からないし、実態もつかめていません。自主防災組織などにも伝わっていませんし、どうするかの対策も議論できていません。

委員長：災害時要援護者の問題については、住民レベルでの協議と実情、行政が考えている方向などをすり合わせていくのが大事だと考えますので、次の議題の地域福祉計画の中で議論させてください。

B 委員：吹田市社会福祉協議会の認知度が低いですが、特にCSWの認知度が低いです。吹田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の策定に当たった調査結果では、地区福祉委員会などでの認知度は高いです。この調査の回答者層に関心がない人が多いのではないのでしょうか。CSWは個別相談活動もしていますが、活動の範囲が地区福祉委員会や民生委員・児童委員、施設連絡会などの組織を通して、行政につなが活動をしています。人数も13名ですし、それに関わっていない市民は知らないのは当然です。実態調査の結果は地域で活動している者の意識からするとギャップが大きいように感じます。

副委員長：自治会加入・未加入別のデータがあれば紹介してください。

事務局：調査対象者は無作為で2,000名を抽出しており、地域で活動をしている人との間に差は出てくることはご了承ください。CSWの認知度は自治会加入者では23.3%、未加入者では10.3%と開きがあります。

副委員長：自治会の加入状況によって認知度に2倍程度の違いがありますので、このようにギャップがあることも報告書に盛り込んでいただければと思います。

委員長：さまざまなクロス集計を策定部会に出していただき、議論をお願いしたいです。平均値も意味はありますが、属している集団によって差があることも重要ですので、策定部会で議論していただければと思います。社会福祉協議会の調査結果も参考にしてください。

F 委員：全体を通して「きっかけがない」とか「知る機会がない」はもったいないです。少し関心があり一歩踏み出せていない人をクローズアップしていかななくてはいけません。情報の入手先として「市報」を見ている人は多いのに、「市のホームページ」は少ないです。スマートホンやインターネットなどの普及状況を考え

ると、情報収集をしやすい工夫が必要だと思います。若い人をターゲットに考えると、インターネットの活用などを考えていただきたく思います。

こども部長：こども部ではホームページの充実が必要と考え、「すくすくナビ」（育児を応援する市のホームページ）を12月にスマートホン対応とし、少しでも見てもらえるようにしました。平成27年度は子どもの施設の検索機能を持たせたサイトについて、レストランや駐車場などの必要な条件を入れると、該当する施設が出てくるようなシステム開発を検討しています。市外からの転勤族など土地勘のない人へのサービス提供として、地図上に表せるようにするなど、見てもらいやすいものを考えています。

委員長：市民への情報提供として全ての部局で検討していただければと思います。

G 委員：権利擁護として「成年後見制度」に半数近くの方が関心を持っています。高齢化の進展に伴い対象となる人が増えていますが、専門職だけでは追いつかないと思うので、「市民後見人」の育成の取組についてお聞きしたいです。

高齢支援課長：市民後見人の国のモデル事業が府内の14～15市で取り組まれており、状況を見ています。本市では、市長申立で成年後見に至る件数が10件未満であり、早急な必要性はないと考えています。市民後見人は後見人となった当初はうまくいっていても、症状等の進捗状況によっては対応できなくなるケースが生じており、専門職によるバックアップが必要と考えていますので、慎重に進めたいと思います。

G 委員：他市は積極的に取り組まれているようです。今後、急速な需要が増えると想定されます。財産管理だけでなく、身上監護のこともあると思うので、よろしくお願いします。

A 委員：地区の民生・児童委員協議会で、「NPO法人 成年後見ネットワークさくら」の職員に講習会をお願いしました。詳しくは知らなかったのですが、内容は簡単な話でした。必要とする人が今後増えるとのことですので、慎重にならずに普及活動をできるだけ早くしていただきたく思います。

高齢支援課長：成年後見制度の普及は、積極的に行おうと考えていますが、市民後見人は表に出ていない問題があり、社会福祉協議会などの関係機関と情報共有を行い検討しています。

委員長：認知症の人が増えることが予想され、大きなテーマであり、どのようにしてみんなのものとしていけるか考えていきたいです。
アンケート調査の結果について、クロス集計など背景を知りたい場合は、事務局まで連絡していただきまして、策定部会で議論していただきたく思います。
あと、過去の調査との比較分析などもお願いします。

イ 第3次地域福祉計画案（基本施策）の検討について

事務局から資料2～4に沿って内容を説明

C 委員：1ページにCSWの認知度が低いとされています。先ほどの話にあったように地域では認知度が高いです。現在、CSWは目的を持ってしっかり活動されています。いろんな場面に出てきていただいて、地域の方とも話をされています。今後の方向性ですが、「市報」だけで啓発するのではなく、実際に活動されているので「地域の活動を通じて」などの文言を追加してほしいと思います。

B 委員：CSWについては単に周知するのではなく、こんな活動をして、こんな役割を果たしているということを含めて周知してほしいです。
吹田市社会福祉協議会では第3次地域福祉活動計画を策定中です。行政と協働していることがたくさんありますので、「連携しながら」などの表現を本文中に盛り込んでほしいです。また、地区福祉委員会がそれぞれの地域福祉活動を担っていますので、それらの評価や後押しをするといった文章を入れてほしいです。

委員長：地域福祉活動計画と地域福祉計画との関連性ですね。地域福祉計画は何を目指そうとしているのか、地域福祉活動を発展させるために、ヒト・モノ・カネ・情報に関する基盤整備をすることになっていきますので、図やフローチャートなどにして分かりやすく提示していただければと思います。そのことで、地域福祉計画と地域福祉活動計画とが密接な関係性があることを示すのが大事だと思います。

H 委員：行政と吹田市社会福祉協議会のCSWの考え方に差があることが気になります。CSWは13人で、民生委員・児童委員が対応できないケースなどを担当しているのに、市民が個別に相談しにいったらどうになってしまうのか。吹田市社会福祉協議会はパンフを作って周知徹底しようとしているようですし、市も周知されるのであれば、具体的な案や方向性を出すなどしてほしいと思います。

C 委員：策定部会には吹田市社会福祉協議会の事務局もオブザーバーとして出席されています。策定部会では突っ込んだ話をしているので、地域福祉計画と地域福祉活動計画の中身の対比などについての意見を出していただければと思います。

委員長：CSWの必要性は高いと思うので、吹田市社会福祉協議会の課題や取組を踏まえて、市民のものにしていくために、市としての方向性や役割などを整理していただきたいと思います。それらを策定部会でも議論をお願いします。

A 委員：3ページ・6ページの交流の場・活動拠点についてです。建替や改修などは良い話なのですが、小さい集まりの場がほしいです。千里ニュータウンには近隣センターが8か所ありますが、はやっておらず空き店舗が多いです。旧市街地でも空き家が増えているようです。それらを活用し気軽に立ち寄って、お茶を

飲んでコミュニケーションできるような身近な常設の場をたくさん作っていただきたいように感じます。場所代などは必要になると思いますが。

委員長：身近な集会所的なものですが、現時点で計画案本文では抽象的な表現となっています。今後、現状と課題などをしっかり整理し、方向性などを詰めていく際に、身近な集まる場といった課題を意識して整理していきたいと思います。

C 委員：3 ページに関して、公共施設（浜屋敷）が指定管理者制度となり、使用料が発生するようになりました。以前は無料で借りて子育てサロンを行っていましたが、午前・午後の使用料として 3,700 円ほど必要となりました。活動に生かせるお金が場所代になってしまっています。体育館など他の施設も有料となっています。広い場所はいらないので、自由に使える場を確保していただけたら、居場所づくりやまちの縁側などとして活用できるのではと思います。

B 委員：33 の地区福祉委員会との懇談会で、居場所・会議の場所、行事の場所などが無いとの指摘がありました。小学校区で公民館が 1 か所しかなく、取り合いになっている地域があります。公民館や集会所などがあるところは、比較的活動が活発ですが、場所がないところの方が多いです。場所があれば活動が広がりますので、中長期的に改善していただければと思います。

委員長：場所の問題は、現状と課題にしっかりと書き込んでいただきたいと思います。公共施設の有料化への対応や身近な場の確保などについての検討をお願いします。

I 委員：全ての地区福祉委員会に該当するかどうか分かりませんが、施設連絡会では無料で使っていただける施設の一覧表を作っていますので、是非とも利用していただきたいと思います。

委員長：福祉施設の地域貢献などもしっかりと書き込んでください。

J 委員：11 ページの新しい介護予防・生活支援サービスの現状と課題についてです。吹田市では平成 29 年 4 月から要支援者への生活支援が、NPO や民間事業者によるサービスに変わるとあり、専門的な支援を必要とする人には引き続き専門事業者によるサービスが提供されるとあります。これについて危機感を持っています。今後の方向性については、サービス提供の仕組み作りが既存の事業者への周知だけにとどまっており、NPO やボランティアなどの多様な主体の資源開発を進め体制の整備を図るとありますが、「介護事業者などの意見を聞く」ということを表してほしいように思います。多様な主体の生活支援サービスとありますが、国が言うボランティアは、「高齢者が高齢者を支えましょう」というイメージです。アンケート結果を見ると、体の調子が悪く参加できないという人も多いようですが、安心して暮らしていくには主体的にボランティアに関わっていくべきといった矛盾した意見があります。どのように資源開発をしていけるのかについても、介護事業者やボランティアに対して、聞く姿勢を示していただきたいように思います。

委員長：介護保険制度が大きく変わろうとしていることについて、住民に丸投げするのではなく、専門家としての介護事業者との調整をすべきだという指摘でした。

K 委員：7ページの防災・防犯の充実の今後の方向性で「これまで以上に共助が重要となる」とありますが、これまで具体的な意見が出されているので、もっと踏み込んだ記載があっても良いのではと思います。自治会や地区福祉委員会などの既存の組織への支援も重要だと思います。しかし、若い世代では子育て、年齢が上がれば介護など、世代ごとに自分の生活に関わることには関心が高いですが、それとかけ離れた防災やお互いに助け合おうということには若い世代ほど意識が薄いと思います。若い世代への啓発として、「子育てサロンを活用して啓発する」などの具体的な取組事例を挙げてはどうかと思います。

D 委員：地域の特別養護老人ホームで、公道に面した所でサロンをされているところがありますが、もっと声かけをすればたくさん来ていただけるのではないのでしょうか。また、リタイアした男性が、子育てサロンに来られて元気になって帰られています。リタイアした人が近所の人を誘っていることも見かけます。

H 委員：10ページの生活困窮者はどのように市に相談に来るのでしょうか。よほど検討しないとだめではないのでしょうか。待っていてもやって来ません。吹田市社会福祉協議会や民生委員などが情報を吸い上げて、生活福祉課につなぐような仕組みを作らないといけないように思います。生活困窮者は自分から助けてくれとは声を上げません。吹田市社会福祉協議会や民生委員などと話し合って検討していただきたいと思います。

I 委員：生活困窮者は、制度の狭間の人なので、制度に到達しないと支援されませんが、前回の委員会でご紹介した高齢者施設が行っている生活困窮者レスキュー制度が、4月からは全ての社会福祉法人の施設に相談窓口ができるので、市役所に行く前に支援できるシステムができます。社会福祉法人との連携の具体的なものとして挙げていただければと思います。

委員長：いろいろな意見が出されました。今後も意見を出し合って良いものを作り上げていければと思います。

ウ その他

※次回の推進委員会の日程（4月24日（金曜日）、午後2時から市役所 中層棟4階 第4委員会室）などについての連絡をして、閉会